

広島県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県公印規程の一部を改正する訓令

別表中二百十の項を二百十二の項とし、五十八の項から二百九の項までを二項ずつ繰り下げ、五十七の項を削り、五十六の項を五十七の項とし、同項の次に次のように加える。

58	課長印	広島県課長	方 27	会計管理部総務事務課
59	〃	〃	方 23	総務局総務課

別表中五十五の項を五十六の項とし、三の項から五十四の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

3	〃	〃	方 27	会計管理部総務事務課
---	---	---	------	------------

附 則

この訓令は、平成三十一年三月一日から施行する。